

議員提出議案第8号

「森林環境税」(仮称)の創設に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年9月22日提出

提出者 鳥取市議会議員 寺坂 寛夫

〃 平野 真理子

〃 勝田 鮑二

〃 前田 伸一

〃 吉野 恒介

〃 魚崎 勇

〃 橋尾 泰博

〃 山田 延孝

〃 上杉 栄一

鳥取市議会議長 下村佳弘様

「森林環境税」(仮称) の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や森林事業者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府与党は、『平成 29 年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることが基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

1. 平成 30 年度税制改正において、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「森林環境税」(仮称) の早期導入を強く求める。
2. 国民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に發揮させるため、税収の使途は間伐などの森林整備事業、国産の木材の需要創出事業等、主として森林環境の維持増進を図る事業とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 22 日

鳥取市議会議長 下 村 佳 弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣様

総務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣